

官庁営繕部請負工事成績評定要領の運用について

官庁営繕部請負工事成績評定要領（以下「要領」という。）の制定については、（平成13年3月30日 国営計第87号、国営技第33号）により通知したところであるが、その運用に当たっては、下記の点に留意されたい。

記

1. 対象工事

本運用の対象とする工事は、要領第2に規定された工事とする。

2. 評定者

要領第4の評定者（以下「評定者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 要領第4第1項第一号に規定する「技術検査官」は官庁営繕部工事技術検査要領（平成8年1月29日 建設省営監第8号）第5に定める技術検査官とし、「技術評価官」は同要領第8に定める技術評価官とする。
- 二 要領第4第1項第二号に規定する「技術評価官」は、官庁営繕部請負工事監督検査事務処理要領（昭和42年7月17日 建設省営管第592号）第5に定める総括監督員とする。

3. 評定の方法

要領第5第1項に規定する評定は、次の各号により行うものとする。

- 一 要領第3第一号の「工事成績」の評定は、別添1「官庁営繕部工事成績評定実施要領」によるものとする。
- 二 要領第3第二号の「工事の技術的難易度」の評定は、別添2「官庁営繕部工事技術的難易度評価実施要領」によるものとする。

4. 評定結果の記録

要領第5第2項に規定する評定表等への記録は、次の各号により行うものとする。

- 一 要領第5第2項の「工事成績評定表」は、別添1「官庁営繕部工事成績評定実施要領」の別記様式第3に記録するものとする。
- 二 要領第5第2項の「工事の技術的難易度評価表」は、別添2「官庁営繕部工事技術的難易度評価実施要領」の別記様式第1-1、1-2に記録するものとする。

5. 評定結果の通知及び回答

要領第8又は第9の通知並びに要領第10及び第11の回答は、「工事成績」及び「工事の技術的難易度」については別添3「官庁営繕部工事成績評定通知実施要領」

によるものとする。

附則

本運用については、令和3年4月1日以降に行う技術検査に適用する。